

(仮称)川西市子ども・若者未来計画(案)に係る  
市議会意見に対する検討結果について

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	【全体】	祖父母などをはじめ、母親や父親ではない人たちが子育てを担っている場合があり、そういった方々も市のさまざまな施策を対象となるということを伝えてほしいので、しっかりと文言を含めて点検・確認をしてほしい。	子育てや若者支援に関わる市民のみなさまにわかりやすい計画とします。
2	【10ページ】 第2章 子ども・若者を取り巻く現状 1 人口と世帯状況 (1)人口推移	「川西市の将来推計における人口推移【図2】」について、9ページの「総人口に占める29歳以下の割合【図1】」ではパーセンテージで表記しているので、図2も併せてパーセンテージを表記してほしい。	ご意見のとおりパーセンテージを表記します。
3	【11ページ】 第2章 子ども・若者を取り巻く現状 1 人口と世帯状況 (3)世帯の状況	第2期子ども・子育て計画では、核家族世帯の説明書きがあったが、今回の計画でその記載がないのはなせか。	ご意見のとおり核家族世帯の説明書きを追加します。
4	【11ページ】 第2章 子ども・若者を取り巻く現状 1 人口と世帯状況 (3)世帯の状況	父子・母子世帯の増加が把握できるよう、「核家族世帯の内訳推移」の図について、パーセンテージだけではなく世帯数も表記してほしい。	ご意見のとおり世帯数を表記します。
5	【34ページ】 第3章 計画の考え方 1 基本理念	清和台幼稚園や東谷幼稚園では、当該園区以外の施設へ通うことになってしまい、それが基本理念に掲げる「すべて子どもたちに人生最高のスタート」になるとは思えないので見直してほしい。公立園が次々なくなってしまう、基本理念を全うするのは難しくなっている。	就学前児童が減少傾向にある中で、市立就学前教育保育施設の役割を踏まえつつ、私立就学前教育保育施設とも相互に補完、連携し、就学前教育保育の充実を図ることとしています。特に市立幼稚園では著しく入園児童数が減少しており、市全体でも1号認定定員に余裕がある状況であり、市立・私立施設含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討するとともに園区の見直しも検討していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
6	【34ページ】 第3章 計画の考え方 1 基本理念	就職する際に、自由度が高過ぎることによる不自由さというのがあり、人生最高のスタートというところで、若者自身が何をしたいのかを明確にすることができるように導いていくことが大切である。	夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら前向きな将来を設計することができるよう、キャリアカウンセリングや就労体験などを通じて、就業などへの支援を行います。
7	【35ページ】 第3章 計画の考え方 2 基本目標 2. 子どもに応じた教育保育を提供する	待機児童について国基準と国基準外の定義を注釈で説明しているが、もう少し大きな字でわかりやすい形で記載してほしい。	ご意見のとおり、文字を大きくしわかりやすく記載します。
8	【37ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開  【61ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開	読書の機会の創出について新たに記載をお願いしたい。読書の効果性能として、コミュニケーション能力や感性、知識知恵を育むことができると考えており、読書が好きになることと読書が習慣化すること、この2つを仕組み化できるような内容を盛り込んでもらえたらと思う。	新たな項目としての記載はしませんが、子どもたちがいろいろな手段や機会を通して読書に親しみ、豊かな人間性やコミュニケーション能力を育むよう取り組んでいきます。
9	【38ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	子どもたちが健やかに育つ環境について、虐待などの発生予防に加えて、虐待を受けている子どもやDVの被害者など、当事者への支援というところを施策として盛り込んでほしい。 また、DVや虐待による緊急一時避難については、コロナ禍であっても避難できる施設を確保してほしい。	当事者支援につきましては、現在も既に行っている家族支援や保護等の行為について、「早期対応」という表現に含めて記載をしています。 緊急一時避難については、コロナ禍においても対応されており、避難者がコロナ陽性であった場合の対応についても、保健所、医療機関と相談した上で対応を協議するものと考えています。
10	【38ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	父子家庭や母子家庭が増えている現状において、両親がいる世帯の父親の子育てへの参画は大事だと感じている。母親の子育ての考えや子育てが上手いくコツなどの情報を父親に提供することは、男女共同参画の視点からも大切だと思うので、文言として入れてはどうか。	男女共同参画の視点からも引き続き父親が参加できる教室やイベントなどを実施し、父親の子育て参画について促していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
11	【38ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	医療ケア児に対する支援体制について、身体機能の回復や維持向上を図るサービス拠点が非常に市内少ない。川西さくら園にて取り組みを実施しているが、限られた定員となってしまう。市全体のサービス需要を把握してしっかりと対応していくという部分について、この計画期間中に一層進めてもらいたい。	身体機能の回復や維持向上を図るため、理学療法士等を配置している障害児通所支援事業所は市内に10か所ありますが、医療的ケアを担う看護師も同時に配置している事業所は川西さくら園と重症心身障害児を受け入れている事業所の2か所です。市内の医療的ケア児の中で身体機能の回復等を図る訓練が必要な児童を把握し、今後の医療的ケア児のサービスの要望に対応できるよう努めていきます。
12	【39ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	全国で300人に1人が性別に問題を抱えてると言われており、川西市においても1学年に1人ぐらいの子どもが性別に問題を抱えていることになる。そのため、質問や相談窓口の案内にセクシュアルマイノリティを抱えている人も相談出来ますといった文言があっても良いのではないかと。	相談事業などの具体的な取組内容は第4章と第5章に記載をしており、セクシュアルマイノリティを抱えている方も相談して頂けるよう、周知を図ります。また、ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。
13	【39ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 子ども・子育て施策の重点施策	障がいのある方が犯罪の被害を受けるもしくは加害者になる、いずれの場合もあり、それは子どもたちの置かれている環境が影響している部分が大いいため、被害者と加害者の両側面で相談する窓口というのが大切であると感じる。	犯罪に関する相談は警察が最初の窓口となりますが、市では児童発達支援センターやこども若者相談センターなど子どもの年齢に応じて相談できる体制を整えています。また、相談内容により他関係機関との連携が必要な場合は、適切に対応できるよう努めていきます。ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。
14	【3ページ】 第1章 計画の概要 2 国における近年の動向 (2) こども基本法の成立とこども家庭庁の創設	子どものある家庭という文言があるが、子どもの有無や結婚しているかどうかなどに関わらず、さまざまな立場の方が関わることができる計画としてほしい。	本計画はすべての子ども・若者を対象としており、さまざまな立場の方が関わる計画としています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
15	<p>【42ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する (1)就学前の教育保育環境の整備</p>	<p>保育料は子ども2人目は半額、3人目からは無料となっているが、就学前の子どもの人数のみで小学生以上の子どもはカウントされないことになっているため、就学前の子どもの人数に関係なく支援する制度を検討してほしい。</p>	<p>国の規定に基づき、複数の子どもがいる場合、保育料を軽減することとしていますが、その優遇措置に該当しない場合、県事業である「ひょうご保育料軽減制度」に基づき、世帯の所得等の要件を満たせば、小学校以上の子どもも含めた子どもの人数により、保育料を軽減することとしています。</p>
16	<p>【49ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標2 子どもに応じた教育保育を提供する (2)さまざまな子育て支援施策の充実</p>	<p>No.12障がい児への医療扶助について、医療費を助成するだけではなく、重度の身体障がいのある子どもたちが市の総合医療センターなどでしっかりと診てもらえることができる連携体制などを含めて、市の取り組みを示してほしい。</p>	<p>総合医療センターでは、急性期医療が必要な重度の身体障がいのある子どもの診療も実施しています。急性期の治療が終了した後に継続的な治療が必要な場合は、専門病院への転院をご案内しています。</p>
17	<p>【52ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む (1)子どもたちを社会全体で健やかに育む</p>	<p>No.13市内中学校における部活動の地域移行については、地域とのつながりや学校教育現場とのつながりが大切であると思うので、今回教育委員会から再編されて市長部局へいくというような状況で、縦割りではなくしっかりと連携を取れるようお願いしたい。同時に職員の配置についても、正規職員や会計年度任用職員の人数や連携のあり方についてしっかりと取り組んでほしい。</p>	<p>部活動の地域移行については、学校と地域が連携していくことが必要であると考えられるため、教育委員会と市長部局が連携を取りながら対応していきます。 学校における職員の配置については、部活動の地域移行の状況も注視しながら、決められた定数の中で取り組んでいきます。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
18	【54ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む (2)家庭・地域で子どもたちを育てるための体制づくり	①子育て支援ネットワークの取り組みについて、担当所管が複数に分かれているので、きっちりと連携して取り組みを進めてほしい。	関連する担当所管間において十分な連携を図るとともに、子育て支援団体や機関との連携も図りながら、ネットワークづくりを推進していきます。
19	【56ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標3 子どもたちを社会全体で健やかに育む (5)子どもが意見表明できる機会づくり	(仮称) こども参加条例の制定について、子どもの意見を聞くことに特化した内容に見えてしまうため、参加の意見表明だけでなく、こども施策の総合的な推進を図るための条例としてほしい。	ご意見を踏まえ、子どもが意見を表明する機会を保障するだけでなく、その意見を施策へ反映することができる条例を検討します。
20	【57ページ】 第4章 子ども・子育て施策の展開 基本目標4 子どもの権利と安全を守る (2)子どもたちの相談・支援体制の充実	子どもの人権オンブズパーソンに関して、今後とも本来の目的や機能を果たせる機関として発展するよう、第三者評価あるいは市民評価などモニタリング等の評価の仕組みを考えてほしい。	第三者評価あるいは市民評価などモニタリング等の評価については、第三者機関である子どもの人権オンブズパーソンが判断していくことであると考えます。
21	【62ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 若者育成支援施策の重点施策	「文化・スポーツ分野等での挑戦を後押しする支援制度の創設」について、教育の現場、地域の部活動の現場等の状況を踏まえ、しっかりと支援策を作ってほしい。	国や県の動向を注視しつつ、市教育委員会や地域団体とも連携をしながら、文化・スポーツ活動の推進をしていきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
22	【62ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 若者育成支援施策の重点施策	ひきこもりや不登校、虐待の当事者やDVの被害者などの相談に対しては充実しつつある状況だが、子どもたちが相談に行ける場所について、保護者だけではなく、子どもからも発信してもらえるようなメッセージなどを伝えてほしい。	現在も、学校で「こども悩みの電話相談」について、カードやチラシを配布するなど、子どもからの相談についても対応しており、今後も継続していきます。
23	【64ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (1)生きる力の育成と社会関係の構築	②理念の共有のNo.1人権学習推進事業について、「女性や子ども、高齢者」と記載している箇所、女性に限定しているところに少し違和感があり、子どもの時から女性だけとかに限定して人権学習をするのではなく、生物学的な性別と権利の部分については、しっかりと分けて教えていく必要がある。	国が示す「人権教育・啓発に関する基本計画」や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に準じて本事業を推進しているため、「女性や子ども、高齢者」という同様の記載をしています。社会的弱者としての意味合いと捉えてはいますが、こうした表現が生物学的な性別と権利の部分において混同する恐れがある場合には、今後検討していく必要があると考えています。
24	【64ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (1)生きる力の育成と社会関係の構築	②理念の共有のNo.5いのちとこころのセミナーで、若年層の自殺防止を目的として自尊感情の醸成が必要としている部分について、イギリス病を参考に施策を検討してほしい。	「イギリス病」を参考とした施策について、子どもが安心して生活できる環境の構築や、各自の自尊感情を育て、自らSOSを出せる教育を進めていく必要があると考えています。地域福祉課では、若年層の自殺防止を目的として、「いのちとこころのセミナー」の開催のほかに、毎年中学校2校を対象として、特別授業「いのちの授業」を実施しています。今後もこれらの事業を継続して実施することで、いのちの尊さへの理解や自尊感情の涵養を促し、若年層の自殺防止を図っていきます。
25	【66ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (1)生きる力の育成と社会関係の構築	No.3世代間交流事業について、両親や保護者以外の職業の方などと交流する機会が子どもたちにはないと感じている。久代老人福祉センターの利用者や人生の先輩方がどのような職業でどのような仕事をしていたのかなど、子どもたちと話をする機会を作ることは、教育支援として非常にいい観点だと思うので、そういった観点も加えてもらいたい。	職業体験等を話す機会についても、世代間交流事業の中で検討していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
26	<p>【67ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標5 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する (3)健全育成環境の整備</p>	<p>メディア・リテラシーについて、フィンランドでは小学校の教科書からマスメディアを批判的に捉えるよう教育がされており、メディア・リテラシー教育に関して、フィンランドで実施している教育内容も参考にして取り組み内容を検討してほしい。</p>	<p>学習指導要領の中で「学習の基盤となる資質・能力」として「情報活用能力」が挙げられています。児童生徒の情報活用能力向上に向けて、各校で教育実践していますが、メディアリテラシーを含めた「情報の活用や取り扱い」について、今後も学校教職員に対し研修や情報交換を行っていきます。</p>
27	<p>【69ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する</p>	<p>子どもの居場所として、例えば総合センターでは日曜日に空いてないとか、使えない部屋があるとかがあるので、子どもが居場所を必要としている時に支援できるよう、確認しながら計画を立ててほしい。</p>	<p>このページで記載している居場所支援は、児童館で行う子どもの遊び場の開放とは異なり、ひきこもりなどの悩みを抱える当事者が、少人数でミーティングやイベントを行う機会を作るという目的での支援を行っており、今後もその目的のために支援をしていきます。なお総合センターでは、川西児童館の事業として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時に開設し、乳幼児と保護者を対象とした事業や子育て相談、遊戯室や体育室の開放を行い、児童対象には体育室の開放と夏休みに各種教室を開催しています。日曜日の開設などについては、総合センターが、川西児童館と川西隣保館の複合施設であり、現在総合センターのあり方について川西市人権施策審議会において、審議いただいていますので、同審議会からの答申を踏まえて検討していきたいと考えています。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
28	<p>【70ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (1)ひきこもり・不登校者などへの支援</p>	<p>不登校支援について、不登校の原因には居場所やいじめ、家庭の問題や貧困などさまざまな要因が複雑に関係していると感じている。相談窓口のあり方やどのように各機関が連携していくのかなど、多面的でさまざまな問題に対応する仕組みをしっかりと構築してほしい。</p>	<p>窓口の在り方や各機関の連携についても「総合的な不登校対策」の中で検討していきます。</p>
29	<p>【70ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (1)ひきこもり・不登校者などへの支援</p>	<p>セクシュアルマイノリティについて、学童期から思春期の子どもたちが学校生活の中で悩み、馴染めないということがあり、その部分は発見しにくいと感じている。しかしながら、実態を把握しないと取り組みや施策を実施できないので調査を実施するのが良いと思うが、なかなか難しいということも理解をしている。子どもたちが言葉に表せない違和感を掴むのは難しいと思うが、この時期からの取り組みが大切だということを教育現場が認識するということが重要である。</p>	<p>学校現場においても、セクシュアルマイノリティについては重要な課題と捉えており、人権学習において「LGBT」を取り扱った内容を実施する学校が増えています。個々の対応についても、可能な限り実態把握に努め、相談体制の充実を図りながら、配慮して取り組みを進めていくことが大切であると考えています。また、ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。</p>
30	<p>【70ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (1)ひきこもり・不登校者などへの支援</p>	<p>セクシュアルマイノリティに関して、子どもたちの違和感は比較的小さい頃からあり、より小さいほど認められやすい。しかし、大きくなるにつれて、固定観念のような一定の決めつけのような形になってしまう。教育現場ではさまざまな努力をしているかと思うが、子どもたちのこころの声も含めて聞くことができる場所、子どもたちから発信できる場所を充実させてほしい。</p>	<p>セクシュアルマイノリティ（LGBT）に関する理解を深めるため、自認する人や悩みを持つ人、理解しようとする人のための啓発活動や相談・学習会の充実を図っていきます。また、ご意見を踏まえ、計画第5章（基本目標5）の課題認識において、セクシュアルマイノリティや外国籍、障害のある方などが排除されることなく包摂され、必要に応じて相談や支援を受けることができるよう地域共生社会を形成する必要がある旨、記載します。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
31	<p>【73ページ】 第5章 若者育成支援施策の展開 基本目標6 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する (3)ヤングケアラーへの支援</p>	<p>ヤングケアラーについて、身体障がいの方や高齢者のケアをしている子どもは発見しやすいと思うが、こころの病を抱えた保護者の子どもたちは顕在化しにくいので、把握する方法やそういった子どもたちがいるということを知っていくことについて検討し、計画に記載してほしい。</p>	<p>児童・生徒にヤングケアラーとその相談窓口について周知することで、顕在化しにくいケースについても相談につなげるようにするとともに、教員やSSWへヤングケアラーについての啓発をすることにより、把握しやすい体制づくりを進めるという主旨で新規施策を記載しています。</p>
32	<p>【78ページ】 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策</p>	<p>川西市の教育保育の量の見込みと提供体制について、留守家庭児童育成クラブは小学校区別に数字が出ているが、教育保育の量の見込みは市内全域の数字しか出ていない。国基準外の待機児童が発生しているので、中学校区別に定員数や園区を超えて何人の子どもが入っているなどがわかる資料にして、それぞれの地域の実態や課題を把握し、計画を立てて実行していくということをお願いしたい。</p>	<p>保育施設については、市全体を提供区域としており、居住地域を問わず利用可能であることなどから、市内全域で量の見込みと提供体制の確保方策を定めています。</p>
33	<p>【78ページ】 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保 4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策 (1)教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策</p>	<p>⑤確保方策の考え方の(1)市立認定こども園の1号認定定員を2号認定定員に切り替えることについて、2号が増えれば延長保育などで職員の確保が必要となってくるなど、現場の声もしっかりと聞いて取り組んでほしい。また、(2)の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行については、以前募集した際には応募がなかったと思うので、実効性があるのか疑問であるため、しっかりと検討して進めてほしい。</p>	<p>市立認定こども園の1号認定定員を2号認定定員に切り替える際には、対象となる施設と連携・調整のうえ、取り組みます。私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を進めるにあたり、私立幼稚園の意向等も踏まえ、検討を進めます。</p>

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
34	【78ページ】 第6章 事業計画量の見込みと提供体制の確保 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	子育て短期支援事業（ショートステイ）について、このショートステイだけではなく、さまざまな状況に応じて、子どもを預けることができる場所がきちんとあるかどうかが大変重要で、川西市では近隣の自治体の施設を利用しないといけないため、保護者の負担となっている状況である。特に障がいを持っている保護者の場合、他の自治体に支援をしてもらうのは、身体的・精神的にも負担が大きくなるので、川西市として前に進めるようにしてほしい。	子どもを預けることができる場所については、保護者の負担等も考慮し、今後も里親を含めて開拓を進めていきます。
35	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	久代幼稚園と多田幼稚園について、4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は休園を検討するとあるが、認定こども園の開設を予定しているのであれば、一体化を予定している保育所が近くにあるのでそこで合同保育を実施するなどすれば、休園は不要ではないか。	認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
36	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	東谷幼稚園も4歳児クラスの児童数が5人未満となった場合は閉園を検討するとあるが、地域や保護者の意見をしっかりと聞き、時間をかけて検討してほしい。	令和5年度に入園する4歳児クラスの児童数が5人未満となる見込みであることから、令和5年度の園児募集（令和6年度入園）は行わず、閉園等を検討します。その際、在園児や令和6年度入園希望の方については転園先の確保などについて、支援を実施します。
37	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	川西南保育所と多田保育所は認定こども園の実施時期が記載されていませんが、老朽化への対応として早く実施してほしいと考えるため、時期の記載について検討してほしい。	ご意見を踏まえ、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した幼保連携型認定こども園と、多田幼稚園と多田保育所を一体化した幼保連携型認定こども園はともに令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
38	【100ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 4 今後の方針と事業計画	市立幼稚園と市立保育所を一体化して、認定こども園化していく計画については、時期を明らかにすることが必要だと感じる。また、コミュニティ協議会や自治会などからの要望については、計画に活かしていただきたい。	ご意見を踏まえ、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した幼保連携型認定こども園と、多田幼稚園と多田保育所を一体化した幼保連携型認定こども園はともに令和10年度の開設をめざし、具体化に向けた検討を進めます。 施設の老朽化が進んでいることから、令和5年度・6年度の2カ年で、既存施設の活用か新設とするかを含め、設置場所や定員などを決定します。また、整備手法や運営方法についても合わせて検討し、令和7年度からの次期計画に反映します。 また、コミュニティ協議会や自治会などからのご意見等も踏まえて検討をします。
39	【101ページ】 第7章 市立就学前教育保育施設のあり方 (4) 園区(市立幼稚園・市立認定こども園1号)の見直し	市立園に通いたい、通えないという部分に対して、園区の見直しについてはしっかりと理解や納得を得ることができるよう丁寧な議論を進めてもらいたい。	市立及び私立施設を含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討する観点から、園区の見直しを行う際には、市民の理解や納得をいただけるように検討を行います。
40	【103ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (1) 推進体制	子ども・子育て施策は多岐にわたり、さまざまな部署が関係してくるので、庁内の連携体制をどのように構築し、強化していくかが重要である。事業成果が出た場合は、その取り組みについて共有を図るなど、成果が上がるように取り組みを進めてもらいたい。	子ども・子育て施策に関する情報共有や庁内横断的な取組を進めるため、引き続き関連する部局間での連携や協力を行います。
41	【103ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4) 評価指標	計画は作ったところがゴールではなくて、計画を進めた成果をしっかりと把握して次に活かすということが重要なので、しっかりと進捗状況の管理を行ってほしい。	子ども・若者未来会議にて、本計画の検証や評価、進捗状況の報告などを行うこととしています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
42	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4) 評価指標	令和6年度の目標値であれば、令和6年度の目標値という文言を書き加えることが大事だと思う。どういう方向性を持って、どこに近づけていきたいのか、それをいつまでに実現するのかという部分についてはしっかり書き加えてほしい。	ご意見のとおり目標年度（令和6年度）の文言を追記します。
43	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4) 評価指標	目標値をどのように設定したのか、その考え方の記載もあれば、評価指標がよりわかりやすいと思う。併せてこれまでの数値の経過などもあれば良いかと思う。	第2期子ども・子育て計画の中間見直しとなるため、第2期計画策定時に設定した目標値を原則として、引き続き目標値を設定しています。また、ご意見を踏まえ、令和2年度以降の数値の推移を掲載します。
44	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4) 評価指標	No.4・5にて市民実感調査で家族に中学生以下の子どもがいる市民を対象としていることについて、対象を限定した調査ではなく、子育てがしやすいまちだと思っている市民全体の割合というようにしてもよいのではないかと。	市民実感調査ではすべての市民を対象とした調査を実施しています（令和3年度実績値：44.2%）。本計画では、家族に中学生以下の子どもがいる市民を対象を限定した評価指標としています。
45	【104ページ】 第8章 計画の推進体制 1 計画の推進に向けて (4) 評価指標	No.14修学・就業等につながった人の数が何を示しているのかわからない。指標の説明をしっかりと書き加えをしてほしい。	「子ども・若者総合相談を利用した中で」の文言を追記します。